

問 合 せ 先	教育委員会 学事課
	504-2469 (直通)

市立高等学校授業料等減免

- 1 支援策の内容
災害の種類・程度により市立高等学校授業料等の全額又は半額を減免する。
- 2 対象者（要件等）
住家に損害（全半壊、流出又は床上浸水）が発生した世帯又は事業収入に影響がある損害（一定の要件あり）が発生した世帯に属する者
なお、高等学校授業料等の減免は、就学支援金が認定されていない者が対象となる。
- 3 手続きの方法
所定の申請書に必要な証明書類を添付して学校に提出する。
- 4 減免の期間
原則として、令和6年1月から令和6年3月まで